

亀山市告示第81号

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとし、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) [略] (3) 条件不利地域 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u> 、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28	(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) [略] (3) 条件不利地域 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u> 、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、

年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)又は平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(4)～(7) [略]

(支援金の交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア [略]

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 地域未来交付金制度要綱(令和8年2月4日付け府地創第30号・府地事第54号・7農振第2446号・20260127財経第2号・国総政第54号・環政総発第

半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

(4)～(7) [略]

(支援金の交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア [略]

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)～(ウ) [略]

[号の細分を加える。]

2602032号。以下「要綱」という。）による地域未来交付金（要綱第6の2に規定する事業を対象とするものに限る。以下同じ。）の交付決定がされていること。

ウ [略]

(2) 就業に関する要件として、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに掲げる事項に該当すること。

ア及びイ [略]

ウ テレワークを行う者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 及び (イ) [略]

(ウ) 要綱による地域未来交付金又はその前歴事業を活用した取組であつて、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ [略]

(2) 就業に関する要件として、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに掲げる事項に該当すること。

ア及びイ [略]

ウ テレワークを行う者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 及び (イ) [略]

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号・府地事第878号・4農振第2457号・国総政第31号・環循適発第2301251号。以下「要綱」という。）によるデジタル田園都市国家構想交付金（要綱第6の1の2に規定する事業を対象とするものに限る。以下同じ。）又はその前歴事業を活用した取組であつて、所属先企業等から当該移

エ 起業等をする者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) [略]

(イ) 要綱による地域未来交付金又はその前歴事業を活用した取組であつて、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

オ [略]

(3) [略]

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次の表の左欄に掲げる移住等に関する要件の区分に応じ、右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

区分	提出書類
東京23区に 在住していた 者	誓約書（様式第2号）
	現在の住民票の写し （世帯全員のもの）
	住民票を移す直前10 年間のうち、通算5年 以上及び直前連続1年 以上東京23区に在住

住者に資金提供されていないこと。

エ 起業等をする者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) [略]

(イ) 要綱によるデジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業を活用した取組であつて、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

オ [略]

(3) [略]

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

[表を加える。]

	<p>していたことを証する書類（個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）</p>
	<p>本人確認書類（身分証明書の写し）</p>
	<p>移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し</p>
<p>東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた者（法人経営者及び個人事業主を除く。）</p>	<p>誓約書（様式第2号）</p> <p>現在の住民票の写し（世帯全員のもの）</p> <p>住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京圏に在住していたことを証する書類（個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元（転</p>

	<p>入前)において同一世帯であったことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等)</p>
	<p>本人確認書類(身分証明書の写し)</p>
	<p>移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し</p>
	<p>住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京23区で勤務していたことを確認できる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる企業等の就業証明書等)</p>
東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主	<p>誓約書(様式第2号)</p>
	<p>現在の住民票の写し(世帯全員のもの)</p>
	<p>住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京圏に在住していたことを証する書類</p>

	<p>(個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元(転入前)において同一世帯であつたことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。)</p>
	<p>本人確認書類(身分証明書の写し)</p>
	<p>移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し</p>
	<p>履行事項全部証明書、開業届の写し等の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類</p>
東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者	<p>誓約書(様式第2号)</p>
	<p>現在の住民票の写し(世帯全員のもの)</p>
	<p>住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京圏に在住していたことを証する書類(個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、</p>

移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等)

本人確認書類（身分証明書の写し）

移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類

就業証明書（様式第3号（その1））又は開業届の写し等の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 就業先の就業証明書（様式第3号）

(3) 本人確認書類

(4) 世帯の申請をする場合にあっては前条第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請をする場合にあっては同条第1号及び

[号を削る。]

2 申請者は、前項の書類に加え、次の表の左欄に掲げる就業等に関する要件の区分に応じ、右欄に掲げる書類を提出しなければならない。

区分	提出書類
テレワークを行う者（個人事業主以外）	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その2））
テレワークを行う個人事業主	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その2））
	就業時間の証明書（様式第3号の2）
	業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
	開業届の写し又は確定申告書の写し
	申請前3月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一

第2号の要件を満たすことを証する書類

(5) 起業等をする者にとっては、起業支援金の交付決定通知書の写し

[項を加える。]

	部の期間を確定申告書の写しで代替可)	
起業等をする者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	
	起業支援金の交付決定通知書の写し	
認定農業者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	
	法第12条第1項の認定を受けていることを確認できる書類の写し	
認定就農者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	
	法第14条の4第1項の認定を受けていることを確認できる書類の写し	
上に掲げる者以外の者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。		

様式第 1 号を次のように改める。

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

## 移住支援金交付申請書

亀山市移住支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を申請します。

## 記

- 1 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身	世帯	世帯の場合は、帯同して移住をした世帯員のうち 18歳未満である者（配偶者を除く。）の人数	人
----	----	---	---

- 2 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

誓約書に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
申請日から5年以上継続して亀山市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない

## 【マッチングサイトに掲載している求人による就職の場合】

申請日から5年以上継続して就業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者と 3親等以内の親族である	A 該当しない	B 該当する

## 【プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用しての就職の場合】

申請日から5年以上継続して就業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
-------------------------	---------	---------

## 【テレワークを行う場合】

亀山市への移住の意思について	A 自己の意思 である	B 所属先企業 等からの命 令である
----------------	----------------	--------------------------

## 【起業等をする場合】

1年以内に三重県起業支援金交付要領に基づく三重県起 業支援金の交付決定を受けている。	A 受けている	B 受けていな い
---	---------	--------------

※各種確認事項のBに該当する場合は、支援金の支給対象になりません。

## 【農林業に従事する場合】

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以 下「法」という。）第12条第1項の認定を受けている。	A 受けている	B 受けていな い
---	---------	--------------

法第14条の4第1項の認定を受けている。	A 受けている	B 受けていない
法第12条第1項又は第14条の4第1項の認定を受けている者に雇用され、就業している。	A 就業している	B 就業していない
林業事業体に林業労働者として雇用され、就業している。	A 就業している	B 就業していない

3 転入前の住所

住所	〒
----	---

4 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～		
～		
～		
～		
～		
～		

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記載してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、支援金の支給対象となりません。

5 移住後の生活状況（テレワークを行う場合にのみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度行く ・ 行くことはない

6 支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金  円

7 添付書類（※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

(1) 移住等に関する要件（第5条第1項関係）

区分	提出書類	チェック欄
東京23区に在住していた者	誓約書（様式第2号）	
	現在の住民票の写し（世帯全員のもの）	
	住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京23区に在住していたことを証する書類（個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。）	

	本人確認書類（身分証明書の写し）	
	移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し	
東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた者（法人経営者及び個人事業主を除く。）	誓約書（様式第2号）	
	現在の住民票の写し（世帯全員のもの）	
	住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京圏に在住していたことを証する書類（個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）	
	本人確認書類（身分証明書の写し）	
	移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し	
	住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京23区で勤務していたことを確認できる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる企業等の就業証明書等）	
東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主	誓約書（様式第2号）	
	現在の住民票の写し（世帯全員のもの）	
	住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京圏に在住していたことを証する書類（個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）	
	本人確認書類（身分証明書の写し）	
	移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し	
	履行事項全部証明書、開業届の写し等の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類	
東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者	誓約書（様式第2号）	
	現在の住民票の写し（世帯全員のもの）	
	住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上東京圏に在住していたことを証する書類（個人の申請にあつては戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等、世帯の申請にあつては移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できる戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）	
	本人確認書類（身分証明書の写し）	
	移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し	

	卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類	
	就業証明書（様式第3号（その1））又は開業届の写し等の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類	

（2）就業等に関する要件（第5条第2項関係）

区分	提出書類	チェック欄
テレワークを行う者（個人事業主以外）	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その2））	
テレワークを行う個人事業主	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その2））	
	就業時間の証明書（様式第3号の2）	
	業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）	
	開業届の写し又は確定申告書の写し	
	申請前3月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）	
起業等をする者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	
	起業支援金の交付決定通知書の写し	
認定農業者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	
	法第12条第1項の認定を受けていることを確認できる書類の写し	
認定就農者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	
	法第14条の4第1項の認定を受けていることを確認できる書類の写し	
上に掲げる者以外の者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号（その1））	

【三重県及び亀山市確認欄】 ※記入しないこと

管理コード（三重県及び亀山市使用欄）	
--------------------	--

様式第3号（その2）中「地方創生テレワーク交付金」を「地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業」に改める。

様式第3号（その2）の次に次の1様式を加える。

亀山市長 様

所在地

申請者名

印

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

下記のとおり事実であることを証明します。

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間    時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間    日	
	平日	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間    時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間    日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3か月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示による改正後の亀山市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。